

NPO 法人

日本障害者センター・障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

社会福祉事業のあり方検討集会

今日の社会福祉事業は、社会福祉基礎構造改革のもと福祉の市場化・営利化が推し進められ、「権利としての福祉」から「買う福祉」へと変質させられています。この流れは、8月5日にまとめられた社会保障制度改革国民会議「報告書」においても、さらに強化・徹底されていく方向となっています。

本来の社会福祉や社会保障のあり方をいまこそ問い直し、障害者の生活と権利、福祉現場の実態を踏まえた憲法第25条の理念に基づく「権利としての社会福祉」を取り戻していくために、「社会福祉事業のあり方検討集会」を開催いたします。多くの方々のご参加を呼びかけます。

2013年

日時 **10月1日(火)**

会場 **衆議院第2議員会館
地下B1第2会議室**



第1部 記念講演 13:00 ~ 14:45

**「社会福祉事業の市場化は
なにをもたらしているのか？」**

講師：石倉 康次氏（立命館大学産業社会学部教授）

第2部 厚生労働省との懇談会 15:00 ~ 17:00

社会福祉事業のあり方に関する懇談

※別紙懇談内容に基づき厚生労働省と意見交換を行います。

第3部 懇親会 17:30 ~ 19:00

社会福祉事業のあり方検討の集い

あり方検討会の意義や課題についての意見交換

お問合せ：NPO 法人 日本障害者センター

〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル 4F
TEL.03-3207-5621 / FAX.03-3207-5628
メール：center@shogaisha.jp（担当：家平・澤田）

10月1日 社会福祉事業のあり方検討集会 参加お申込み用紙

ふりがな		参加者	※あてはまる事業を○で囲んでください(複数選択可) 1.訪問系(居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、包括支援) 2.生活介護 3.施設入所支援 4.短期入所(デイサービス) 5.グループホーム・ケアホーム(GH・CH) 6.各種訓練事業 7.就労移行支援 8.就労継続支援A型 9.就労継続支援B型 10.地域活動支援センター 11.相談支援 12.地域生活支援事業 □.障害児支援(13.通所 14.入所) 15.放課後等デイサービス 16.療養介護 17.その他()		
法人名 個人名		1.事業者			
ふりがな		2.研究者			
施設・ 事業所名		3.個人			
連絡先 住所	〒 都道府県	担当者		メール	
		TEL		FAX	
合理的配慮	<input type="checkbox"/> 車いす利用 <input type="checkbox"/> 手話通訳必要 <input type="checkbox"/> 要約筆記必要		※左の「配慮」のいずれかに該当する方がおられる場合は、□にチェックしてください。		

No.	ふりがな 参加者氏名	法人の 役職	事業の 種別	事業での 役職	集会への参加			性別	障害 有無	備考
					講演 13:00-14:45	懇談 15:00-17:00	懇親会 17:30-19:00			
記入例	ふくし はなこ 福祉 花子	理事長	2.生活介護 (入所)	施設長	○	○	○	女	なし	
1								男女	ありなし	
2								男女	ありなし	
3								男女	ありなし	
4								男女	ありなし	
5								男女	ありなし	

申込み日	2013年 月 日	お問い合わせ・お申込み先 NPO法人 日本障害者センター・障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F(障全協) TEL:03-3207-5621
------	-----------	---

2013年10月1日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

特定非営利活動法人 日本障害者センター
理事長 吉本 哲夫
〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル4F
TEL : 03-3207-5621 FAX : 03-3207-5628
E-mail : center@shogaisha.jp

社会福祉事業のあり方に関する懇談内容

次のことについて、ご意見をお聞かせください。

1 社会福祉法人のあり方

- (1) 障害福祉関係社会福祉法人の今後のあり方について、どう考えていますか
社会保障制度改革国民会議報告書において今後の社会福祉法人のあり方について、「経営の合理化、近代化、大規模化、複数法人連携」を推進し、「非課税扱いとされているにふさわしい国家や地域への貢献」と積極的な「低所得者の住まいや生活支援」を求めています。報告書は「医療・介護分野」の改革として明記していますが、障害福祉分野の社会福祉法人も同様に対象となるのでしょうか。

2 障害者制度と障害者総合支援法について

- (1) 障害者の生活実態の改善のための障害者基本計画策定が必要である
新たな障害者基本計画の策定においては、障害者の生活実態をもとに前計画を総括し、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意と障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言と障害者権利条約に基づき計画を立てることが必要であると考えます。
- (2) 障害福祉サービス事業の現状は合理的配慮の不提供にあたると思われる
障害福祉サービス事業の量的不足の現状と利用制限などの仕組みは、「合理的配慮の不提供」にあたるのではないかと考えられます。
- (3) 介護保険制度優先を廃止し障害福祉サービスとの選択は本人の必要性を重視することが必要である
65歳を理由に利用していた障害福祉サービスが打ち切られ介護保険サービスの利用を自治体から強要されていることが増えています。介護保険制度と障害者施策の選択は本人の必要性を重視していくことが重要であり、介護保険法を見直し介護保険制度優先を廃止する必要があると考えています。
- (4) 難病患者が安心して障害福祉サービスを利用できるようにすることが必要である
難病患者の方が新たに障害福祉サービスの対象となりましたが、利用状況と課題についてお聞かせください。また、安心してサービスを利用できるようにするためには、

障害福祉サービス各事業の人員・設備・運営等の基準の見直し、報酬額の増額が必要であると考えています。

- (5) 生活保護費基準の引き下げに伴う障害福祉制度への影響がないようにすべきである
多くの障害者が受給している生活保護の生活扶助基準の引き下げは、障害者の生活を悪化させるものであり容認できません。また、厚労省は基準見直しに伴い住民税非課税限度額、保育料の免除、児童養護施設等の運営費などにできる限りその影響が及ばないように対応するとしていますが、障害福祉サービスの利用料減免や施設入所支援・ケアホーム等の報酬額などに影響が生じると考えられます。できる限りではなく絶対に影響がないようにすべきであると考えています。
- (6) 障害支援区分判定を廃止し希望すれば利用できる障害福祉サービスにすべきである
国との基本合意で確認したように、障害福祉サービスは区分判定等による利用方式は廃止すること。障害福祉サービスの利用は障害者本人の必要性を重視して行い、誰でも希望すれば利用することができる必要があると考えています。

3 暮らしの場と暮らしの支えについて

- (1) 暮らしの場の整備と入所施設入所待機者の解消を早急に行うことが必要である
入所施設やケアホーム等の暮らしの場の整備は地域間格差があり、都道府県によっては入所施設の入所待機者が多くいます。暮らしの場の地域間格差の是正と入所待機者解消のために、暮らしの場の整備促進を早急に行うことが必要です。また、暮らしの支えの充実のために、ユニット化、居室の個室化を行い、施設入所支援を事業として独自運営できるように報酬と人員配置を抜本的に見なおし、暮らしの場と日中の場の完全分離をすすめることが必要であると考えています。
- (2) ケアホームのグループホームへの統合は障害の重さや困難さに関わらず利用できることを前提にすることが必要である
ケアホームのグループホームへの統合については、障害の重さや困難さに関わらず暮らすことのできるホームを整備していくことが必要であり、この統合を理由に重度障害者や支援困難者の利用追い出しを防ぐためにも報酬の大幅引き上げ人員配置や夜間体制の充実を行う必要があると考えています。
- (3) 入所施設を「地域での暮らしを支える役割を持つ」拠点施設にする必要がある
入所施設の暮らしを改善し、地域にあるケアホーム等の利用者や在宅者の暮らしを支援するために、入所施設を「地域での暮らしを支える役割を持つ」拠点施設にしていくことが求められていると考えています。そのために、専門職員配置や報酬増等を行い、新たな支援と役割ができるようにすることが必要であると考えています。
- (4) 入所施設やケアホーム・グループでの暮らしの支えを充実する施策が必要である
入所施設やケアホームなどでの暮らしの支えは、障害の重さや困難さに関わらずだれでもその人にあわせた支えができるようにすることが必要であると考えています。入所施設やケアホームなどでの暮らしの支えを充実するために、多様な障害それぞれに対応するために高度な専門知識や技術を持った職員と職員集団が必要であり、常勤職員が十分配置できるような人員配置基準の見直しと報酬増額が必要であると考えています。

4 就労・日中活動の場と就労・日中活動の支えについて

- (1) 就労・日中活動系事業の整備促進が必要である
どこに住んでいても希望する就労・日中活動事業が利用できよう、事業整備状況

の地域間格差、就労移行を経ての就労継続B型利用制限、利用期間制限などをなくすことが必要であると考えています。

(2) 重い障害や困難な障害を持つ人も希望すれば利用できることが必要である

就労・日中活動の場は、障害の重さや困難さに関わらずだれでも希望すれば利用できることが必要であると考えています。強度行動障害や自閉症など高度な支援を必要とする人が安心して利用できよう、強度障害者支援加算等の創設、専門職員配置増、施設空間の基準設定などの検討が必要であると考えています。

(3) 就労移行事業と一般雇用・障害者雇用の拡充が必要である

就労移行事業による障害者雇用の効果と、その後の離職率についてお聞かせください。障害者雇用の促進と離職の防止、継続雇用や正規雇用採用等の障害者雇用の実現をめざすために、さらなる施策の検討が必要であると考えています。

5 相談支援について

(1) 障害者主体のサービス利用計画づくりができるよう施策の改善が必要である

サービス利用計画作成の現状と課題についてお聞かせください。また、一人ひとりにあわせた障害者主体のサービス利用計画づくりには、相談や作成に多くの時間と労力が必要です。膨大なサービス利用計画づくりをすすめていくために、専門職としての相談員の身分保障や相談事業所の安定した運営、報酬や委託料の増額などが必要であると考えています。

(2) 相談支援事業の量的整備と地域間格差の是正、質的向上が必要である

相談支援事業は整備状況に地域間格差があり、整備促進のために委託費増額等の改善が必要であり、また、障害者の立場に立った相談支援のために相談員の人材育成が必要であると考えています。

(3) 行政担当者のケースワークの向上が必要である

相談支援は行政と連携し取り組んでいく事業であり、行政のケースワーカーは障害等についての専門知識と支援技術が必要である。また、ケースワーカーは個々のサービス利用計画を評価できる力量が求められ、ケースワーカーの人材育成は重要課題であると考えています。

6 障害者福祉施設事業所の職員雇用

(1) 障害福祉分野の職員雇用促進策の拡充が必要である

障害福祉分野は職員不足が慢性的に起きており、施設事業所での支援に大きな影響が出ている。常勤換算方式の廃止、正規職員配置などの指定基準の見直し、正規職員雇用が可能な報酬単価の増額、職員経験年数加算の新設等、職員雇用を促進する施策が必要であると考えています。